

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)
地域名 (地域内農業集落名)	中津地域 (6区・西部・中東・川上・手賀野上・手賀野中・手賀野下・上原・後田・西山・西山開拓・駒場下町・更生・尾崎中切・桃山・北野・上金・新田・子野・銭亀・松田・実戸・恵下・中村上・中村中・中村下・川上(阿木))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中津地域は中心に都市計画の用途地域があり、市街地と山林で分断された農地が点在し小区画の農地が多い。
- ・用途地域に近いエリアでは、宅地化が増加傾向にある。
- ・地域内の農地を担う者の多くは果樹や野菜栽培を行う個人農家のため広く集積することが難しい。
- ・個人農業者に対する支援が少ない

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中津地区は水稻以外にも、茶や果樹に加えて施設園芸など多様な農業が展開されているが、個人農業者が多いため、広く集積することは難しい。
- ・条件の悪い農地が多くあり、農業者の高齢化により、農地が遊休化することが懸念されるため、引き続き地域内外から新たな担い手や新規就農者の確保と支援に取り組み、次の世代に地域で展開される農業の継承を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	430.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	193.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地を中心に、一部、農用地区域外農地も含める。
- ・地区内の農用地の内、狭小な農用地や荒廃した一部の区域を除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者に対する集積、集団化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構を通じて地域内外を問わず農業を担う者への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・傾斜地が多く、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が困難
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、県、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで育成、支援を実施していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・既存の受託組織や担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農地所有者、耕作者、中心経営体など地域全体で侵入防止策設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣害対策に取り組む。
- ②化学肥料や農薬の低減を推進し、持続可能な農業を目指していく。
- ③作業の省力化、効率化に向けて、スマート農業機械の導入や活用を推進していく。